

岡山県地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業を行う法人その他の団体（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、「地域介護・福祉空間整備交付金の実施について」（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（以下「実施要綱」という。）」に基づき事業者が実施する以下の事業を交付の対象とする。

- (1) 既存小規模高齢者施設等スプリンクラー設備等整備事業
- (2) 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等防災改修等支援事業
- (3) 高齢者施設等非常用自家発電設備整備事業
- (4) 高齢者施設等水害対策強化事業
- (5) 高齢者施設等給水設備整備事業
- (6) 高齢者施設等防犯対策及び安全対策強化事業
- (7) 高齢者施設等換気設備設置支援事業

(交付額の算定)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
既存小規模高齢者施設等スプリンクラー設備等整備事業	実施要綱別表第1欄に定める事業の対象施設	実施要綱の第3の3に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額	第1欄に定める事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消	10/10
社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等防災改修等支援事業				3/4

高齢者施設等非 常用自家発電設 備整備事業			耗品費、通信運搬費、 印刷製本費及び設計監 督料等をいい、その額 は、工事費又は工事請 負費の2.6%に相当 する額を限度額とす る。）。ただし、別の 負担（補助）金等にお いて別途補助対象とす る費用を除き、工事費 又は工事請負費には、 これと同等と認められ る委託費、分担金及び 適当と認められる購入 費等を含む。	3/4
高齢者施設等水 害対策強化事業				3/4
高齢者施設等給 水設備整備事業				3/4
高齢者施設等防 犯対策及び安全 対策強化事業				3/4
高齢者施設等換 気設備設置支援 事業				10/10

2 前項の規定にかかわらず、岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第9条に基づき、次の各号に掲げる団体が設置する施設は、補助の対象としない。

- （1）暴力団
- （2）暴力団が役員となっている団体
- （3）暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する団体

（補助金の対象としない経費）

第4条 次に掲げる経費については補助金の対象としないものとする。

- （1）土地の買収又は整地に要する経費
- （2）職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する経費
- （3）その他施設等整備事業として適当とは認められない経費

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

（交付決定）

第6条 知事は、交付申請書を受理したときは、規則第5条に基づきその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定するものとする。

(申請の取下げ期限)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

(交付の条件)

第8条 規則による補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 規則により補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて（4）の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (8) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式第 2 号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (10) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の保管期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (11) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (13) 補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の一部を県に納付させることがある。
- (14) 補助事業者が（１）～（１２）による条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（軽微な変更）

第 9 条 前条第 1 号における軽微な変更とは、対象経費の実支出（予定）額の 20% 以内の変更であって、かつ補助金の増額を伴わないものとする。

（変更承認申請）

第 10 条 補助事業者は、規則第 10 条の規定により、補助事業の内容、事業費の配分、その他申請に係る事項の変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。ただし、前条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

（実績報告）

第 11 条 この補助金の事業実績報告は、実績報告書（様式第 4 号）に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受領した日から起算して 1 月を経過した日）又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、知事に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、翌年度の 4 月 20 日までに、知事に報告し

なければならない。

(補助金の返還)

第 12 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(その他)

第 13 条 特別の事情により第 3 条、第 5 条及び第 10 条に定める算定方法及び手順によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第 14 条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、それぞれ正副各 1 部とし、所轄県民局長を経由しなければならない。

(補足)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 9 日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 2 7 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 2 2 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。